

東久留米市教育委員会 殿

学校名 東久留米市立西中学校
校長名 藪野 勝久 印

令和3年度 特別支援教室の教育課程について (届)

このことについて、東久留米市立学校の管理運営に関する規則第20条により、学校教育法施行規則第140条の規定に基づく特別支援教室による指導の教育課程を下記のとおりお届けします。

記

1 特別支援教室の教育目標

特別支援教室での自立活動を通して、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服し、自立し社会参加する資質を養い、人間性豊かな良き社会人の育成に努める。

- (1) 他者との関わりを考えられるよう、生活に必要な技能・態度・習慣を身に付けさせる。
- (2) 集団生活の良さを理解し、自ら判断し行動できる力を育成する。
- (3) 自らの将来や進路について考え、行動のプランニングや時間の管理、優先順位を決定するといった自己決定力を育む。

2 教育目標を達成するための基本方針

- (1) 在籍学級の担任や特別支援教育コーディネーター等との連携を行い、障害の状態や特性を把握し連携型個別指導計画を作成し、指導の充実を図る。
- (2) 個々の課題を改善、克服を目指すために、コミュニケーションや人間関係の形成といった自立活動6区分27項目の学習を個別指導と小集団指導でバランスよく実施する。
- (3) 個々の障害特性を考慮し、改善・克服を図り社会生活でより良く生きるための適応力を高める。

3 指導の重点

- (1) 自己理解を進めることによって自尊感情を高め、心理的不適応の改善や自己実現の意欲を養う。
- (2) 基本的な生活習慣の形成を目指し、自分の感情や行動を調整する力を身に付けさせ、情緒の安定を図る。
- (3) 言語能力及び場に応じたコミュニケーション能力の向上を図る。
- (4) 生徒の実態により、障害の状態や特性を考慮しながら学習上のつまずきを把握し、学習上の課題の改善を図る。

4 その他の配慮事項

- (1) 生徒の特性や実態を考慮し、指導時間数を決定する。また、在籍学級の時間割を考慮し個々の時間割を決定する。
- (2) 連携型個別指導計画について、在籍学級担任と巡回指導教員が連携を図り保護者も参画しこれを作成する。
- (3) 巡回指導教員による生徒観察を行い、在籍学級での学習や生活の様子を適切に把握し指導計画や指導方法の改善に努める。
- (4) 巡回相談心理士やスクールカウンセラー等の専門家との連携を図り、助言を指導に反映させる。
- (5) 巡回指導教員は校内特別支援教育委員会に所属し、特別支援教育の推進に努める。
- (6) 校内特別支援教育委員会にて生徒の指導方法の改善及び評価を決定する。
- (7) 生徒が課題を円滑に克服できる為に、ICT機器等教材・教具を工夫して活用する。
- (8) 学校生活支援シートは、学校・本人・保護者・関係機関との共通理解の下に作成し活用する。
- (9) 中学校入学前の学校生活支援シートの引継ぎを確実にを行うことで、生徒に対し一貫性のある指導を行う。
- (10) 巡回指導員の具体的な指導内容は
 - ア 社会性の獲得や微細運動と粗大運動のトレーニング、他者との人間関係の形成やコミュニケーションなど、通常の学級の中では指導の時間が取りにくい学習を行う。
 - イ 読み・書き・計算等の中の特別な困難さに着目して、通常の学級でも生かせる学習の方法を学ばせる。
 - ウ 「困っていること」「悩んでいること」の対処方法を獲得させ、授業を含む学校生活で工夫などができる自立活動の指導や支援を行う。
- (11) 特別支援教室専門員は、円滑な運営に必要な業務（連絡調整、生徒の行動観察及び指導記録作成・報告、個別の課題に応じた教材作製）及び関係事務処理を行う。